

台湾税務および投資法令アップデート

2017年11月

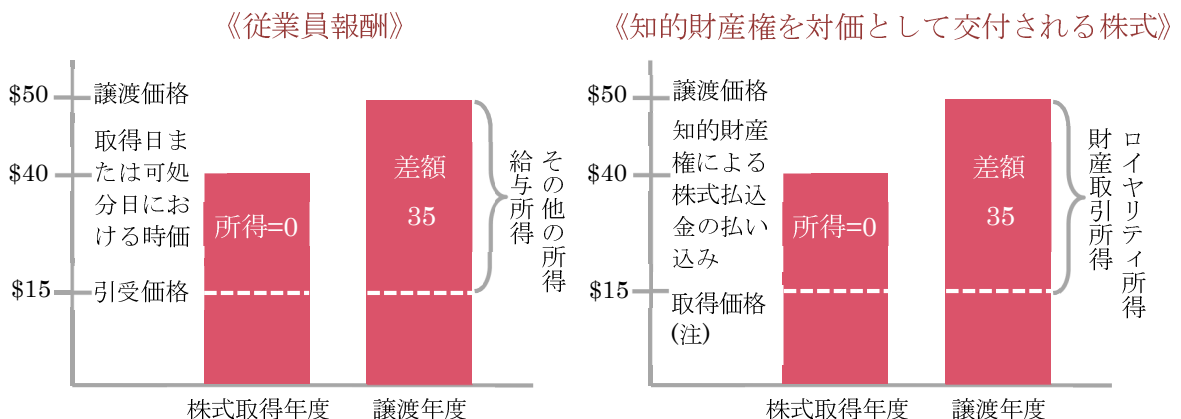
所得税法

産業創新条例改正案、立法院(国会)で最終可決

世界産業の発展動向に対応し、産業にとってより良い投資環境およびイノベーション環境を創出するため、立法院(国会)は11月3日に産業創新条例改正案(以下、「本改正案」とする)を最終可決しました。改正のポイントは以下のとおりです。

1. 有限責任組合を「研究開発支出の投資控除」、「研究開発費用の2倍控除」および「知的財産権を対価として交付される株式の課税繰延」の適用対象とする。
2. 有限責任組合の形態で設立されたベンチャー事業が一定条件に合致する場合、パススルー課税を申請することが可能。即ち、有限責任組合形態で設立されたベンチャー事業の利益に対して法人税を課さず、利益分配比率に基づき有限責任組合の出資者(個人または法人)に対して個人所得税もしくは法人税を課する。
3. 設立して2年未満の同一ベンチャー事業に対して個人が現金でNT\$100万以上を投資し、なおかつ株式を2年以上保有した場合、所有期間が満了する年度に個人所得税総額から毎年NT\$300万までを上限として投資金額の50%を控除することができる。
4. (a)「従業員報酬」および(b)「知的財産権を対価として交付される株式」について、従来の5年間の課税繰延という優遇措置を、実際に譲渡する時点での譲渡価格に基づく課税へと変更する。

「従業員報酬」および「知的財産権を対価として交付される株式」に関する所得計算について簡単に図示すると以下のようになります。



注：証明書類を提出できない場合、譲渡価格の30%を取得価格とする。

本改正案は、公布日から2019年12月31日まで実施されます。そのうち、有限責任組合の形態で設立されたベンチャー事業に対する租税優遇措置(上記2)については、公布日から2019年12

月31日までに有限責任組合の形態で新しく設立されたベンチャー事業に適用され、設立された年の会計年度から10年以内の各会計年度における収入総額が対象となります。

PwC台湾の見解：

改正により課税繰延のタイミングおよび所得の属性に重大な変更が生じるため、会社および個人は、「株式取得年度における課税」または「課税繰延」による税負担への影響について評価した上で選択されることをお勧めします。本改正案が可決される前に、(a)従業員報酬および(b)知的財産権を対価として上場(店頭公開)会社の株式を取得し、ならびに課税繰延を選択した場合は、譲渡年度における差額は2つの段階に分けて課税されることとなります。即ち、株式取得年度において課税繰延される所得は、給与所得、その他の所得(従業員報酬)または財産取引所得、およびロイヤリティ所得(知的財産権を対価として交付される株式)として課税されますが、その譲渡年度における所得(譲渡価格から従業員報酬の取得時価または知的財産権による株式払込金の払い込み金額を控除)は証券取引所得として課税されます。また、本改正案が可決された後は単一段階課税を採用し、即ち、譲渡年度に当年度の譲渡価格と引受価格または取得価格との差額を課税所得とし、その実際の状況に基づき、給与所得、その他の所得(従業員報酬)または財産取引所得、あるいはロイヤリティ所得(知的財産権を対価として交付される株式)として課税されることとなります。この課税方法は、改正前における知的財産権を対価として取得する非上場(店頭公開)会社の株式に対する課税方法と同じです。

産業創新条例の改正に伴い、經濟部は財政部等関連する部会と共に、本改正案公布後から6ヶ月以内に、各子法の増設や改正を完成させる予定です。企業および個人は関連法令・規定による上記の税務上への影響について今後も注意深く見守る必要があります。

「個人の被支配外国法人所得の計算に関する適用規定」の制定および公布

財政部が草案を作成していた「個人の被支配外国法人所得の計算に関する適用規定」が2017年11月14日に正式に公布されました。すでに2017年5月に総統により公布された「所得基本税額条例」において個人対象の被支配外国法人(CFC)制度が盛り込まれましたが、本規定では個人の被支配外国法人所得の適用除外要件を設け、CFCが現地で実質的に運営活動を行っている場合もしくはCFCの当年度の利益がNT\$700万以下の場合は、個人の被支配外国法人所得はミニマムタックス制度」の課税対象から除外されます。本規定は公布後すぐには施行されず、「営利事業の被支配外国法人所得の計上に関する適用規定」と同時に施行される予定となっており、具体的な施行期日は行政院で決められます。

台湾の三層構造の移転価格文書に関する新規定、2017年内より施行開始

財政部が草案を作成していた「移転価格監査準則」改正条文が2017年11月13日に公告されました。台湾は2017年内に三層構造の移転価格文書に関する新規定を施行開始し、従来の移転価格報告書に加え、マスターファイルおよび国別報告書に関する新しい制度が盛り込まれる予定です。次の表にて新規定について説明します。

報告内容	国別報告書	マスターファイル	移転価格報告書
主な内容	多国籍企業グループの各国における損益、資源、税額等の配分状況および主な活動状況の一覧表	多国籍企業グループの付加価値創出への各法人の貢献に係る分析、グループの無形資産、資金調達方法等の説明	関連者間取引および移転価格報告
作成要件	多国籍企業グループの連結総収入金額がNT\$270億(OECDが定めた7.5億ユーロに基づく)に達する場合	台湾子会社の総収入金額および台湾外の関連者との取引金額を判断基準とする。基準金額は財政部の公告待ち	現行規定と同じ
収入の基準年度	多国籍企業グループの前年度の連結総収入金額	台湾子会社の 当年度 の総収入金額、台湾外の関連者との取引金額が財政部の定めた基準に達する場合	現行規定と同じ
提出期限	2018年12月31日	法人税確定申告までに作成し、2018年12月31日までに提出	法人税確定申告までに作成

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
http://www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.